

平成28年度  
第10次相模原市交通安全計画  
施策取組状況報告書

相模原市

## 目 次

第1章 第10次相模原市交通安全計画の概要	1
1 計画の位置付け及び計画期間	1
2 計画の目的（基本的な考え方）	1
3 計画の目標	2
4 計画における重点取組	2
(1) 自転車交通安全対策の施策	2
(2) 高齢者の交通安全対策の施策	3
5 交通安全の対策	3
(1) 交通安全対策を進める視点	3
(2) 交通安全対策の施策	3
第2章 平成28年度交通安全施策の取組状況	5
1 交通事故の状況	5
2 交通安全対策の平成28年度取組状況	7
施策1 道路交通の環境整備	7
施策2 交通安全思想の普及徹底	8
施策3 安全運転の確保	9
施策4 車両の安全性の確保	9
施策5 道路交通秩序の維持	10
施策6 救急医療体制等の充実と推進	10
施策7 被害者支援の充実と推進	11
施策8 鉄道交通の安全と踏切道における交通の安全	11
3 総括及び課題等	12
計画目標に対する実数値	12
4 第10次相模原市交通安全計画取組状況及び予定一覧	13
【参考資料】	
1 交通事故の推移	18
(1) 事故件数	18
(2) 死者数	18
(3) 負傷者数	19
(4) 自転車の交通事故件数	19
(5) 高齢者の交通事故件数	20

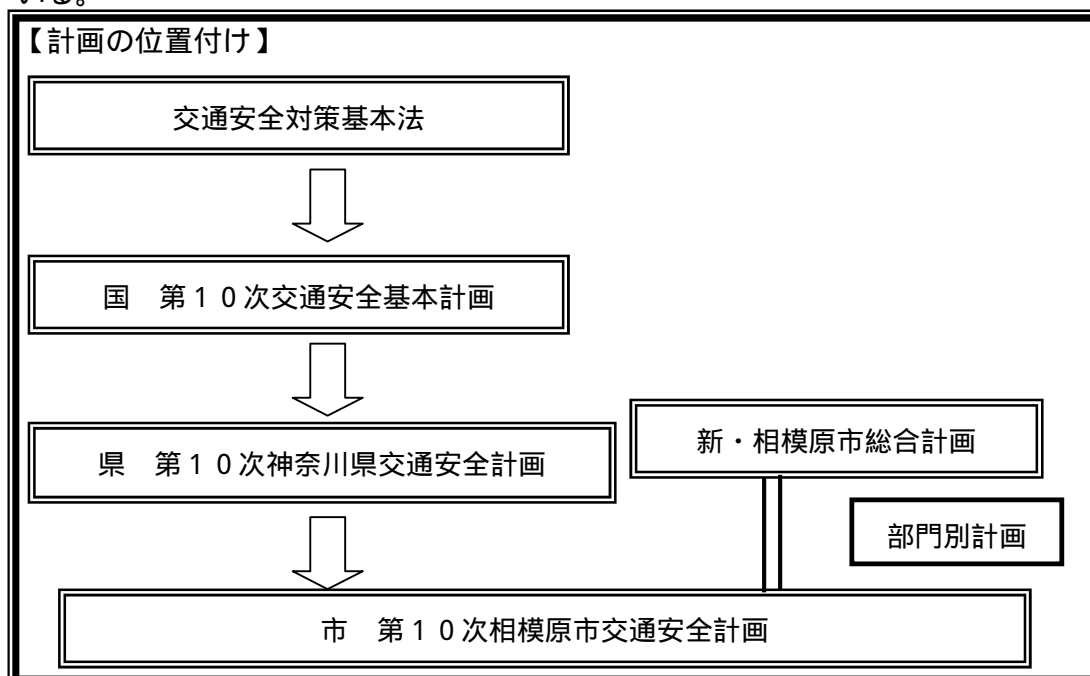
## 第1章 第10次相模原市交通安全計画の概要

### 1 計画の位置付け及び計画期間

第10次相模原市交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき策定する交通安全計画で、国が策定した第10次交通安全基本計画及び神奈川県が策定した第10次神奈川県交通安全計画に基づき、本市が講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

また、本計画は、新・相模原市総合計画の部門別計画に位置付けられており、その他本市の行政計画等と整合を図り策定している。

なお、計画期間については、平成28年度から平成32年度までの5年間としている。



### 2 計画の目的（基本的な考え方）

・人命尊重の理念の下、「交通事故のない社会」という究極目標を目指して、交通安全対策に取り組む。

・子どもや高齢者等の交通弱者を思いやる「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進する。

・歩行者や自転車利用者等の「人」に対する交通安全意識の高揚を図る啓発活動、「交通環境」面では、道路網・交通安全施設設備等の充実など、効果的な施策を推進する。

・関係機関・団体等の緊密な連携を図り、市民との協働による交通安全推進体制に基づき、交通安全活動を効果的に推進する。

### 3 計画の目標

- (1) 平成 32 年までに全交通事故件数を 2,520 件以下にする。

(平成 27 年 2,787 件 平成 32 年 2,520 件以下へ)

緑区	中央区	南区
(平成 27 年 661 件) 600 件以下	(平成 27 年 1,172 件) 1,060 件以下	(平成 27 年 954 件) 860 件以下

- (2) 平成 32 年までに自転車の交通事故件数を 620 件以下にする。

(平成 27 年 874 件 平成 32 年 620 件以下へ)

緑区	中央区	南区
(平成 27 年 187 件) 135 件以下	(平成 27 年 368 件) 260 件以下	(平成 27 年 319 件) 225 件以下

- (3) 年間の高齢者人口 1 万人当たりの交通事故件数を 50 件以下にする。

(平成 27 年 54 件 毎年 50 件以下)

緑区	中央区	南区
(平成 27 年 54 件) 50 件以下	(平成 27 年 62 件) 50 件以下	(平成 27 年 46 件) 46 件以下

- (4) 年間の 24 時間死者数を 10 人以下にする。

(平成 27 年 11 人 毎年 10 人以下)

### 4 計画における重点取組

- (1) 自転車交通安全対策の施策

- ・事故危険箇所対策等の推進
- ・歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
- ・自転車利用環境の整備
- ・公共交通関連施策の推進
- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・交通安全市民運動の推進
- ・自転車の安全利用の推進
- ・反射材用品等の普及促進
- ・交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進
- ・自転車の安全性の確保
- ・交通の指導・取締りの確保

- (2) 高齢者の交通安全対策の施策
- ・高齢者、障害者等の安全に資する歩行者空間等の整備
  - ・歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
  - ・高齢者に対する交通安全教育の推進
  - ・交通安全市民運動の推進
  - ・高齢者事故防止運動の推進
  - ・反射材用品等の普及促進
  - ・交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進

## 5 交通安全の対策

- (1) 交通安全対策を進める視点
- ・高齢者及び子どもの安全確保
  - ・歩行者及び自転車の安全確保
  - ・生活道路における安全確保
  - ・市民との連携・協働

### (2) 交通安全対策の施策

#### 施策1 道路交通環境の整備

- (1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2)幹線道路における交通安全対策の推進
- (3)交通安全施設等整備事業の推進
- (4)効果的な交通規制の促進
- (5)自転車利用環境の整備
- (6)公共交通関連施策の推進
- (7)災害に備えた道路交通環境の整備
- (8)総合的な駐車対策の推進
- (9)交通安全に寄与する道路交通環境の整備

#### 施策2 交通安全思想の普及徹底

- (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2)効果的な交通安全教育の推進
- (3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (4)交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進
- (5)住民の参加・協働の推進

施策3 安全運転の確保

- (1)運転者教育等の充実
- (2)エコドライブ等の推進

施策4 車両の安全性の確保

- (1)自動車の点検整備の充実
- (2)自転車の安全性の確保

施策5 道路交通秩序の維持

- (1)交通の指導・取締りの強化等
- (2)安全・安心パトロール等の強化

施策6 救急医療体制等の充実と推進

- (1)救急体制の充実・強化と推進
- (2)救急医療機関等との緊密な連携の推進

施策7 被害者支援の充実と推進

- (1)交通事故相談活動
- (2)交通事故被害者等に対する支援

施策8 鉄道交通の安全と踏切道における交通の安全

- (1)鉄道の交通安全
- (2)踏切道における交通の安全

## 第2章 平成28年度交通安全施策の取組状況

本市では、交通安全対策を効果的に推進していくため、国の「第10次交通安全基本計画」及び県の「第10次神奈川県交通安全基本計画」を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5年間に本市が講ずべき交通安全に関する施策の大綱である「第10次相模原市交通安全基本計画」を定め、交通安全に関する施策に取り組んでいる。

本計画では、国や県における目標を踏まえ、本市の目標を定め、目標達成に向け8つの施策と26の細施策を掲げ取り組んでおり、ここでは、本計画に基づき、平成28年度の取組状況について報告している。

なお、目標の達成結果と施策に対する評価については、計画期間の最終年度に行うものとする。

### 1 交通事故の状況

(平成28年交通事故の特徴)

- ・ 年間の全交通事故件数、死者数、自転車が関係する交通事故件数、高齢者が関する交通事故件数ともに、前年から減少し、死者数については4人で過去最少となった。
- ・ 死亡事故4件のうち、2件が二輪が関係する事故であった。
- ・ 全交通事故件数における自転車が関係する交通事故件数の割合は30.4%と、県内平均21.7%と比較して非常に高い。また、高齢者が関係する交通事故件数の割合は30.9%と、県内平均31.8%と同じ傾向ではあるが高い状態となっている。

平成 28 年における目標の達成状況

( ) 内数値は前年数値からの増減

■■■■・・・計画で目標設定し未達成の項目

■■■■・・・計画で目標設定し達成した項目

	目標 1		目標 2		目標 3		目標 4
	全交通事故 件数 H28	達成率 基準値 H27	自転車事故 件数 H28	達成率 基準値 H27	高齢者 事故件数 H28	基準値 H27	死者数 H28
	達成率	計画 目標値 H32	達成率	計画 目標値 H32	高齢者 人口 1 万人 当たり	計画 目標値 (毎年)	計画目標 (毎年) 10 人以下
緑 区	613(-48)	661	148(-39)	187	198(-30)	54	1(0)
	78.7%	600	75.0%	135	46.3	50	
中央 区	1,185(+13)	1,172	361(-7)	368	359(-9)	62	3(-3)
	-11.6%	1,060	6.5%	260	58.9	50	
南 区	840(-114)	954	293(-26)	319	258(-39)	46	0(-4)
	121.3%	860	27.7%	225	39.4	46	
計	2,638(-149)	2,787	802(-72)	874	815(-78)	54	4(-7)
	55.8%	2,520	28.3%	620	48.2	50	

全交通事故件数及び自転車交通事故件数の下段にある割合(%)については、平成 28 年の交通安全計画目標値に対する達成率。

$$\text{達成率} = ((\text{基準値}) - (\text{H28 実績})) / ((\text{基準値}) - (\text{計画目標})) \times 100$$



## 2 交通安全対策の平成28年度取組状況

### 施策1 道路交通の環境整備

#### 1 主な取組

- 交通事故多発地点など、必要性の高い箇所について、道路標識等、カーブミラー、カラー舗装、道路照明灯、防護柵等の交通安全施設を整備した。
- 安全な道路交通環境整備に当たっては、道路利用者の視点を生かすことが重要なことから、学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望に対する支援を行った。
- 自転車駐車場の利便性・サービスの向上及び利用者の負担の均衡を図るため、相模原市自転車対策基本計画に基づき、JR相模線駅周辺に設置している無料自転車駐車場の施設の改善と併せ有料化を行うこととした。とりわけ放置自転車が多い番田駅周辺無料自転車駐車場の整備に着手した。  
コミュニティバスや乗合タクシーを運行し、交通不便地区における、高齢者等移動制約者の安全な移動手段を確保し、道路交通の円滑化を図った。  
子どもたちの路上での遊戯等による交通事故の防止のため、公園の整備や子どもセンター・児童館の運営等を行った。

#### 2 今後の取組等

- 交通事故多発地点など、必要性の高い箇所について、道路標識等、カーブミラー、カラー舗装、道路照明灯、防護柵等の交通安全施設を整備する。
- 学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望に対する支援を行う。
- JR相模線駅周辺無料自転車駐輪場について、平成31年度までに同沿線駅周辺の無料自転車駐車場の整備を完了する。  
コミュニティバスや乗合タクシーを運行し、交通不便地区における、高齢者等移動制約者の安全な移動手段を確保し、道路交通の円滑化を図る。  
子どもたちの路上での遊戯等による交通事故の防止のため、公園の整備や子どもセンター・児童館の運営等を行う。

## 施策2 交通安全思想の普及徹底

### 1 主な取組

- 防犯交通安全指導員が実施する交通安全教室の開催など、幼児、小・中学生、高齢者等、ライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進した。
- スケアード・ストレイト事業や自転車シミュレーターを活用したイベントの実施等、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用した。  
春の全国交通安全運動等の各季の運動期間を中心に、警察・関係団体等と連携したキャンペーン等、各種啓発活動を実施した。
- 高齢者に対し、加齢による身体特性の変化について自覚を促す講習会の開催や、反射材用品の効果を示し、着用を呼びかけるイベント等を実施した。  
交通事故発生箇所や、地域で危険と思われる箇所について現地調査した内容を講習に取り入れる、民間団体のノウハウを生かした実践的な交通安全教室を実施した。  
交通安全を目的とした団体の主体的な活動を支援し、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう調整を図った。

### 2 今後の取組等

- 幼児、小・中学生、高齢者等、ライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進する。
- 自転車の交通安全教育として効果的なスケアード・ストレイト事業や自転車シミュレーターを活用したイベントの実施等、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。  
春の全国交通安全運動等の各季の運動期間を中心に、警察・関係団体等と連携したキャンペーン等、各種啓発活動を実施する。
- 高齢者に対し、加齢による身体特性の変化について自覚を促す講習会の開催や、反射材用品の効果を示し、着用を呼びかけるイベント等を実施する。  
交通事故発生箇所や、地域で危険と思われる箇所について現地調査した内容を講習に取り入れる、民間団体のノウハウを生かした実践的な交通安全教室を高等学校や地域等自治会を中心に実施する。  
交通安全を目的とした団体の主体的な活動を支援し、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう調整を図る。

### 施策3 安全運転の確保

#### 1 主な取組

- 自転車の安全運転については、学校、関係機関・団体に呼びかけ、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の実技講習を開催した。
- 市民桜まつり等のイベントにおいて、エコドライブシミュレーターを活用したエコドライブ体験等、自動車運転者等に対し、エコドライブの普及啓発活動を推進した。

#### 2 今後の取組等

- 主に自転車の安全運転については、学校、関係機関・団体に呼びかけ、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の実技講習を開催する。
- イベントにおいて、エコドライブシミュレーターを活用したエコドライブ体験等、自動車運転者等に対し、エコドライブの普及啓発活動を推進する。

### 施策4 車両の安全性の確保

#### 1 主な取組

- 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図った。
- 自転車を定期的に点検整備する意識を向上させるため、警察・関係団体等と連携し、通行者の自転車の点検を行った。

#### 2 今後の取組等

- 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図る。
- 自転車を定期的に点検整備する意識を向上させるため、警察・関係団体等と連携し、通行者の自転車の点検等を行う。

## 施策5 道路交通秩序の維持

### 1 主な取組

- 主に自転車利用者の違反について、警察署に取締りの強化を要請するとともに、関係機関等と連携した啓発活動を推進した。
- 毎月20日の「市民交通安全の日」等に、通学路において青パトカーを使用した安全・安心パトロールを実施した。  
通学路に学童通学安全指導員を配置するほか、地域住民による児童の見守り活動を実施する団体に経費の一部を助成した。

### 2 今後の取組等

- 主に自転車利用者の違反について、警察署に取締りの強化を要請するとともに、関係機関等と連携した啓発活動を推進する。
- 毎月20日の「市民交通安全の日」等に、通学路において青パトカーを使用した安全・安心パトロールを実施する。  
通学路に学童通学安全指導員を配置する他、地域住民による児童の見守り活動を実施する団体に経費の一部を助成する。

## 施策6 救急医療体制等の充実と推進

### 1 主な取組

- 傷病者の救命率の向上を図るため、高度な救命処置ができる救急救命士を新たに要請し、既存の救急救命士に対しても充実した再教育を行った。
- 現場におけるバイスタンダーによる応急手当により、救命効果の向上が図られることから、AEDの使用など応急手当についての普及を目的とした講習会を開催した。

### 2 今後の取組等

- 高度な救命処置ができる救急救命士を新たに要請し、既存の救急救命士に対しても充実した再教育を行う。
- 応急手当を実施できる市民を増やし、救急現場において、市民による応急手当が早期に施されることで、救命、後遺症の軽減を図る。

## 施策 7 被害者支援の充実と推進

### 1 主な取組

- 県、関係機関・団体等との連携を密にし、交通事故被害者等からの相談に適切に応じられるよう、弁護士による交通事故相談事業を実施した。
- 交通遺児への生活支援の一環として、見舞金を給付するほか、学校の入学・卒業時の激励金や学用品代として、市社会福祉協議会が寄付金の分配を行った。

### 2 今後の取組等

- 交通事故被害者等からの相談に適切に応じられるよう、弁護士による交通事故相談事業の円滑な運営を図った。
- 交通遺児への生活支援の一環として、見舞金を給付する他、学校の入学・卒業時の激励金や学用品代として、市社会福祉協議会が寄付金の分配を行った。

## 施策 8 鉄道交通の安全と踏切道における交通の安全

### 1 主な取組

- 鉄道利用者等に関係する事故を未然に防止するため、ホームドアの設置やバリアフリー化等、駅施設の整備について、鉄道事業者に対し要望書を提出した。

### 2 今後の取組等

- 鉄道利用者等に関係する事故を未然に防止するため、鉄道施設等の安全性の向上や安全な運行について要望する。

### 3 総括及び課題等

平成 28 年は、全交通事故件数、自転車が関係する交通事故件数、高齢者が関係する交通事故件数ともに、平成 27 年の発生件数より減少しており、死者数については、過去最少の 4 人であった。この結果は、様々な取組における一定の効果ができていると考えられる。

しかしながら、自転車が関係する交通事故の割合は、県内平均と比べ非常に高く、指定場所一時不停止や車道の右側通行など、交通違反や危険な運転が行われている状況であり、また、全交通事故件数が減少している中、高齢者の交通事故件数は横ばいな状況が続いており、高齢ドライバーによる交通事故が社会的問題にもなっていることから、本計画の重点取組として掲げている自転車及び高齢者の交通安全対策について、より一層の取組が求められている。

今後は、交通事故データを活用し作成した交通事故発生箇所MAPの活用を推進するなど、関係各課・団体等と連携し、分析結果から見える対策について重点的に取り組んでいく必要があると考える。

#### 【計画目標に対する実数値】

項目	(基準値) 平成 27 年	平成 28 年	目標値
全交通事故 発生件数	2,787 件	2,638 件	平成 32 年までに 2,520 件
自転車の交通事故 発生件数	874 件	802 件	平成 32 年までに 620 件
高齢者人口 1 万人 あたりの事故件数	54 件	48.2 件 <u>達成</u>	毎年 50 件以下
死者数	11 人	4 人 <u>達成</u>	毎年 10 人以下

4 第10次相模原市交通安全計画取組状況(H28年度)及び予定(H29年度)一覧

施策1 道路交通の環境整備

施策名及び細施策名		平成28年度取組状況		平成29年度取組予定	
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備					
施策内容	ア 生活道路における交通安全対策の推進	路側帯のカラー化 生活道路における交通安全対策推進施策(ゾーン30)の路面標示 信号機の整備	(路政課・各土木事務所) 2261m 実績なし (道路整備課) 信号機の整備 「交差点名称なし」(中央区小山地区)H29.2	路側帯のカラー化 生活道路における交通安全対策推進施策(ゾーン30)の路面標示 信号機の整備	(路政課・各土木事務所) 695m 予定無し (道路整備課) 信号機の整備 なし
	イ 通学路における交通安全の確保	無電柱化推進事業 放置自転車等の撤去	(障害政策課) 音響信号機の設置を神奈川県及び神奈川県警に要望(市内14箇所) (道路整備課) 無電柱化推進事業 県道46号(相模原茅ヶ崎)、(都)相模原二ツ塚線、市道相模水川線の整備 計3路線	無電柱化推進事業 放置自転車等の撤去	(障害政策課) 音響信号機の設置を神奈川県及び神奈川県警に要望 (道路整備課) 無電柱化推進事業 ・県道46号(相模原茅ヶ崎) ・都市計画道路 相模原二ツ塚線 ・市道相模水川
	ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備		(都市整備課) 放置自転車等の移動 4,025台 (緑土木事務所(城山地区)、津久井土木事務所) 放置自転車等の移動 45台		(都市整備課) 放置自転車等の移動 (緑土木事務所(城山地区)、津久井土木事務所) 随時対応
	エ 無電柱化の推進				
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進					
施策内容	ア 事故危険箇所対策等の推進	道路標識の設置 カーブミラーの設置 カラーニート舗装の整備	(路政課・各土木事務所) 31基 95基 20箇所 32基 568.2m 7箇所	道路標識の設置 カーブミラーの設置 カラーニート舗装の整備	(路政課・各土木事務所) 19基 105基 8箇所 2基 457m 14箇所
	イ 幹線道路における交通規制	道路照明灯の設置 防護柵の設置 自発光式道路紙の設置	(道路整備課) 津久井広域道路他9路線 (路政課・各土木事務所) 市道下九沢大島	道路照明灯の設置 防護柵の設置 自発光式道路紙の設置	(道路整備課・路政課・各土木事務所) 道路改良事業 国道・県道 ・国道413号 ・県道46号(相模原茅ヶ崎) ・県道51号(町田厚木) ・県道510号(長竹川尻) 都市計画道路 ・宮上横山線 ・相模原二ツ塚線 市道 ・市道新戸相武台 ・市道相原76号ほか ・市道湖野辺中和田 ・補給廠2号 ・市道下九沢大島(下九沢51号) ・市道上青根上野田釜立
	ウ 適切に機能分担された道路網の整備	道路改良事業(国道・県道・都市計画道路・市道の整備)		道路改良事業(国道・県道・都市計画道路・市道の整備)	計12路線
	エ 改築等による交通事故対策の推進				
(3) 交通安全施設等整備事業の推進					
施策内容	ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	バリアフリー乗降場の設置 歩行者動線の段差解消	(路政課・各土木事務所) 実績なし 4箇所	バリアフリー乗降場の設置 歩行者動線の段差解消	(路政課・各土木事務所) 予定なし 2箇所
	イ 交通安全施設等の計画的な維持管理	通学路実地踏査及び改善要望に対する支援	(学務課) 学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望に対し、道路管理者及び所轄の警察署等に対策を依頼するなど、支援を行った。実地踏査実施校10校、改善要望提出校31校	通学路実地踏査及び改善要望に対する支援 (学務課) 学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望書に対し、道路管理者及び所轄の警察署等に対策を依頼するなど、支援を行う。	
	ウ 道路交通環境整備への住民参加の促進				
	エ 国際化社会に対応した道路交通環境の整備				
(4) 効果的な交通規制の促進					
施策内容	ア 地域の特性に応じた交通規制	交通規制の要請	(緑区役所地域振興課) 交通規制の要望・陳情受付:7件 (中央区役所地域振興課) 交通規制の要望・陳情の受付:16件 (南区役所地域振興課) 交通規制の要望・陳情の受付:21件	交通規制の要請	(各区役所地域振興課) 交通規制の要望・陳情の受付
	イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制				
(5) 自転車利用環境の整備					
施策内容	ア 自転車通行環境ネットワークの形成	自転車駐車場の整備方針の決定 自転車通行環境整備事業	(都市整備課) 自転車駐車場の整備方針の決定 JR相模線沿線駅周辺無料自転車駐車場ついて、利用しやすい施設への改善と併せた有料化を公益財団法人自転車駐車場整備センターと連携して進める方針を決定した。	自転車駐車場の整備 自転車通行環境整備事業	(都市整備課) 自転車駐車場の整備 JR相模線沿線駅周辺無料自転車駐車場ついて、利用しやすい施設への改善と併せた有料化を公益財団法人自転車駐車場整備センターと連携して進める。3箇所(番田駅、原麻駅、南橋本駅)。
	イ 歩行者・自転車の通行区分の明確化		(道路計画課) 自転車通行環境整備の地元調整、設計、整備 整備完了箇所:市道橋本石神(227m)、市道文京大野(590m)		(道路計画課) 自転車通行環境の地元調整、設計、整備に向けた協議
	ウ 自転車駐車場・駐車スペースの確保				

(6) 公共交通関連施策の推進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 公共交通機関利用の促進	交通需要マネジメント(TDM)の推進 コミュニティバス等の導入 バス利用の活性化対策 モビリティ・マネジメント(MM)の推進	(交通政策課) 交通需要マネジメント(TDM)の推進 ・相模原北警察署との合同による違法駐車取締強化(6月) ・タクシー利用者とバス利用者の交錯を解消することを目的とした、バス乗り場待機線整備(6月) ・企業等送迎バス乗降場の利用状況調査及び企業への適正利用動奨(12月)  コミュニティバス等の導入 ・大沢地区コミュニティバスは本格運行を継続している。 ・大野北地区コミュニティバスの実証運行を継続して実施している。 ・内郷地区乗合タクシーは本格運行を継続している。 ・根小屋地区乗合タクシーは本格運行を継続している。 ・吉野・与瀬地区乗合タクシーは本格運行を継続している。 ・牧野地区乗合タクシーの実証運行を継続して実施している。  バス利用の活性化対策 ・ノンステップバスの導入補助(7台) 4,200千円 交付決定のみ  MMの推進 ・大野北地区の地域イベントにおいて、コミュニティバスの利用促進を目的として、バスの展示や乗り方教室、利用意向アンケートを実施した。 乗り方教室99人参加 アンケート32票回収	交通需要マネジメント(TDM)の推進 コミュニティバス等の導入 バス利用の活性化対策 モビリティ・マネジメント(MM)の推進	(交通政策課) 交通需要マネジメント(TDM)の推進 ・橋本駅南口において相模原北警察署との合同による違法駐車取締強化(7月)  コミュニティバス等の導入 ・大沢地区コミュニティバスの本格運行を継続 ・大野北地区コミュニティバスの平日便のみ本格運行を開始(土休日便は廃止) ・内郷地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・根小屋地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・吉野・与瀬地区乗合タクシーの本格運行を継続 ・牧野地区乗合タクシーの実証運行を継続して実施  バス利用の活性化対策 ・ノンステップバスの導入補助を実施  MMの推進 ・大野北地区の地域イベントにおいて、コミュニティバスの利用促進を目的として、バスの展示や乗り方教室、利用意向アンケートの実施
	イ 自動車利用の効率化				
(7) 災害に備えた道路交通環境の整備		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 災害に備えた道路の整備	橋梁の耐震対策の推進 法面防災対策の推進	(路政課・土木事務所) 耐震補強3橋 点検202箇所、対策実施箇所1箇所 実績なし	橋梁の耐震対策の推進 法面防災対策の推進	(路政課・土木事務所) 耐震補強3橋 点検218箇所、対策実施箇所1箇所 予定なし
	イ 災害発生時における交通規制	道路管理情報システム等、道路交通状況提供装置の整備		道路管理情報システム等、道路交通状況提供装置の整備	
(8) 総合的な駐車対策の推進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 秩序ある駐車対策の推進	違法駐車等防止対策	(交通・地域安全課) 相模原駅、相模大野駅、橋本駅の3駅において、概ね毎月1回、定期的に違法駐車台数調査を実施。 相模原駅・平均9台、相模大野駅・平均7台、橋本駅・平均7台	違法駐車等防止対策	(交通・地域安全課) 相模原駅、相模大野駅、橋本駅の3駅において、概ね毎月1回、定期的に違法駐車台数調査を実施する。  (緑区役所地域振興課) 違法駐車に関する要望への対応
	イ 違法駐車対策の推進				
	ウ 駐車場等の整備				
	エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚				
(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 道路交通情報の充実	「住区基幹公園」、「都市基幹公園」の整備 子どもセンター・児童館・児童クラブ放課後子ども教室の運営 道路点検パトロール 路上放置自動車の撤去 不法看板等の撤去	(公園課) 公園の整備等 ・相模原麻溝公園整備事業 相模原麻溝公園拡張区域において、多目的運動場(グラウンド)、アプローチ道路等を整備 整備面積:約1.52ha ・横山公園人工芝グラウンド整備事業 横山公園人工芝グラウンドを整備 整備面積:約1.81ha ・スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業 スポーツ・レクリエーションゾーン(約10ha)について土壌調査等を実施 ・街区公園等整備事業 田名四ッ谷やよい公園、城山水源のこみちを整備  (子ども施設課) ・子どもセンターの運営 市内24箇所、開館時間:午前9時から午後5時 年末年始及び子どもセンター休館日(偶数月の第3日曜日)を除く ・児童館の運営 市内23箇所、開館時間:平日午後1時から午後5時 土・日・学校長期休業日 午前9時から午後5時 年末年始を除く ・児童室の運営 市内1箇所、開館時間:午後1時から午後5時 月曜・祝日・年末年始を除く ・児童クラブの運営 市内67箇所(子どもセンター内・独立施設・小学校内余剰教室にて運営) 開設時間:平日 授業終了時から午後6時 (延長は午後7時まで) 土・学校長期休業日 午前8時から午後6時 (延長は午後7時まで) 日・祝日・年末年始を除く 対象:小学校1年生から3年生の児童 (支援が必要な児童は小学校6年生まで) ・放課後子ども教室(教室実施型)の運営 市内4箇所(学校施設) 開設時間:平日授業終了時から午後5時 土・日・祝日・年末年始・学校長期休業日を除く 対象:小学校1年生から6年生の児童 ・放課後子ども教室(事業実施型)の運営 市内32箇所(子どもセンター、児童館) 開設時間:任意の事業実施日・時間 対象:小学校1年生から6年生の児童	「住区基幹公園」、「都市基幹公園」の整備 子どもセンター・児童館・児童クラブ放課後子ども教室の運営 道路点検パトロール 路上放置自動車の撤去 不法看板等の撤去	(公園課) 公園の整備等 ・相模原麻溝公園整備事業 相模原麻溝公園拡張区域において、植栽およびサイン設置等を実施 ・スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業 スポーツ・レクリエーションゾーン(約10ha)についての土壌汚染詳細調査等、多目的フィールド(人工芝)の実施設設計等を実施  (子ども、若者支援課) ・子どもセンターの運営 市内24箇所、開館時間:午前9時から午後5時 年末年始及び子どもセンター休館日(偶数月の第3日曜日)を除く ・児童館の運営 市内23箇所、開館時間:平日午後1時から午後5時 土・日・学校長期休業日 午前9時から午後5時 年末年始を除く ・児童室の運営 市内1箇所、開館時間:午後1時から午後5時 月曜・祝日・年末年始を除く ・児童クラブの運営 市内67箇所(子どもセンター内・独立施設・小学校内余剰教室にて運営) 開設時間:平日 授業終了時から午後6時 (延長は午後7時まで) 土・学校長期休業日 午前8時から午後6時 (延長は午後7時まで) 日・祝日・年末年始を除く 対象:小学校1年生から3年生の児童 (支援が必要な児童は小学校6年生まで) ・放課後子ども教室(教室実施型)の運営 市内4箇所(学校施設) 開設時間:平日授業終了時から午後5時 土・日・祝日・年末年始・学校長期休業日を除く 対象:小学校1年生から6年生の児童 ・放課後子ども教室(事業実施型)の運営 市内32箇所(子どもセンター、児童館) 開設時間:任意の事業実施日・時間 対象:小学校1年生から6年生の児童
	イ 道路の占用の適正化等				
	ウ 子どもの遊び場等の確保				
	エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限				
	オ 地域に応じた交通の安全の確保		(路政課・各土木事務所) 市道 週4~5回(直営) 国道 週2~3回(委託) 撤去台数11台 うち、市(道路管理者)撤去台数 3台 所有者撤去台数 8台 撤去枚数409枚 うち、市(道路管理者)撤去枚数405枚 推進員等撤去枚数 4枚	(路政課・各土木事務所) 市道 週4~5回(直営) 国道 週2~3回(委託) 随時対応 随時対応	



施策2 交通安全思想の普及徹底

施策名及び細施策名		平成28年度取組状況		平成29年度取組予定	
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容	取組内容
施策内容	ア 幼児に対する交通安全教育の推進	交通安全教室の実施	(交通・地域安全課) 交通安全教室の実施(防犯交通安全指導員8人) 回数271回、参加者数24,413人	交通安全教室の実施	(交通・地域安全課) 交通安全教室の実施(防犯交通安全指導員8人)
	イ 小学生に対する交通安全教育の推進	スクエア・ストリート事業の実施	スクエア・ストリート事業 県立高等学校3校で実施 自治会等が自主的に実施するスクエア・ストリート事業経費の補助(2団体)	スクエア・ストリート事業の実施	(各区役所地域振興課) スクエア・ストリート事業 県立高等学校3校で実施(緑区2校、中央区1校) 自治会等が自主的に実施するスクエア・ストリート事業の経費の補助(各区1団体)
	ウ 中学生に対する交通安全教育の推進	スクエア・ストリート補助事業の実施	(生涯学習課) 公民館における「成人学級」「高齢者学級」等において、交通安全教室を実施。 回数2回、参加者数76人	スクエア・ストリート補助事業の実施	(生涯学習課) 公民館における「成人学級」「高齢者学級」等において、交通安全教室を実施。
	エ 高校生に対する交通安全教育の推進	教科・領域における安全指導	(学校教育課) 保健学習における交通安全教育 小学校5年生...「交通事故の防止」危険を予測し、正しい判断をして安全に行動すること、車の特徴や安全な環境づくりについて学習する。 中学校2年生...「交通事故の発生要因」交通事故による傷害は、人的要因、環境要因及びそれらの相互のかわりによって発生することについて学習する。「交通事故の危険予測と回避」交通事故による傷害を防止するためには、人的要因や環境要因に関わる危険を予測し、それぞれの要因に対して適切な対策を行うことについて学習する。 交通安全週間等における登下校時の街頭指導 下校時の引率による歩行指導 長期休業前の交通安全指導	教科・領域における安全指導	(学校教育課) 保健学習における交通安全教育 小学校5年生...「交通事故の防止」危険を予測し、正しい判断をして安全に行動すること、車の特徴や安全な環境づくりについて学習する。 中学校2年生...「交通事故の発生要因」交通事故による傷害は、人的要因、環境要因及びそれらの相互のかわりによって発生することについて学習する。「交通事故の危険予測と回避」交通事故による傷害を防止するためには、人的要因や環境要因に関わる危険を予測し、それぞれの要因に対して適切な対策を行うことについて学習する。 交通安全週間等における登下校時の街頭指導 下校時の引率による歩行指導 長期休業前の交通安全指導
	オ 成人に対する交通安全教育の推進				
	カ 高齢者に対する交通安全教育の推進				
	キ 障害者に配慮した交通安全教育の推進				
	ク 外国人に対する交通安全教育の推進				
(2) 効果的な交通安全教育の推進	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容	取組内容
施策内容	ア 参加・体験・実践型の教育の活用	自転車シミュレーターによる交通安全教室	(交通・地域安全課) 自転車シミュレーターを活用し、春期・夏期・冬期休業中(鹿沼児童交通公園)、高齢者対象、地域への出前講座による交通安全教室を実施 児童対象(鹿沼):回数35回、参加者数508人 高齢者対象:回数2回、参加者数144人 その他(地域イベント等含む):回数7回、参加者数450人 警察と連携した交通安全教室の実施	自転車シミュレーターによる交通安全教室	(交通・地域安全課) 自転車シミュレーターを活用し、春期・夏期・冬期休業中(鹿沼児童交通公園)、高齢者対象、地域への出前講座による交通安全教室を実施
	イ 資機材の貸与	県等との連携		県等との連携	(各区役所地域振興課) 地域で実施されるイベント等で、自転車シミュレーターを活用し、交通安全の推進を図る。
	ウ 講師の派遣				
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	主な事業	取組内容	主な事業	取組内容	取組内容
施策内容	ア 交通安全市民運動の推進	交通安全運動等の実施	(交通・地域安全課、各区役所地域振興課) 春の全国交通安全運動(4/6～4/15)、 夏の交通事故防止運動(7/11～7/20)、 秋の全国交通安全運動(9/21～9/30)、 年末の交通事故防止運動(12/11～12/20)、 自転車マナーアップ運動(5月)、 高齢者交通事故防止運動、二輪車交通事故防止運動、暴走族追放運動、飲酒運転根絶運動、違法駐車追放運動の各種交通安全運動を通じ、チラシ・物品配布による啓発活動を実施した。	交通安全運動等の実施	(交通・地域安全課、各区役所地域振興課) 春の全国交通安全運動(4/6～4/15)、 夏の交通事故防止運動(7/11～7/20)、 秋の全国交通安全運動(9/21～9/30)、 年末の交通事故防止運動(12/11～12/20)、 自転車マナーアップ運動(5月)、 高齢者交通事故防止運動、二輪車交通事故防止運動、暴走族追放運動、飲酒運転根絶運動、違法駐車追放運動の各種交通安全運動を通じ、広報さがみはらへの掲載や、チラシ・物品配布等による啓発活動を実施する。
	イ 高齢者事故防止運動の推進	周知・啓発活動等		周知・啓発活動等	
	ウ 自転車の安全利用の推進	広報の実施	(医事課) リーフレットの配布や着ぐるみ等による薬物乱用防止啓発活動を実施した。 第43回相模原市民桜まつり(4/2、4/3)、ダム、ゼツタイ、普及啓発活動(7/1)、健康フェスタ(10/15)、津久井やまびこ祭り(10/23)、麻薬・覚醒剤乱用防止運動(11/3)、世界エイズデー(12/4)、はたちのつどい(1/9)	広報の実施	(地域保健課) リーフレットの配布や着ぐるみ等による薬物乱用防止啓発活動の実施。 第44回相模原市民桜まつり(4/1、4/2)、ダム、ゼツタイ、普及啓発活動(7/3)、健康フェスタ(10/21)、津久井やまびこ祭り(10/22)、麻薬・覚醒剤乱用防止運動(11/3)、世界エイズデー(12/3)、はたちのつどい(1/8)
	エ 二輪車事故防止運動の推進		薬物乱用防止の啓発活動に携わっている関係者などに対して、薬物乱用防止に関する知識及び情報を提供することを目的に薬物乱用防止講習会を開催した。(1/24) 関係行政機関及び団体が連携し、効果的な薬物乱用防止対策の推進を図るため、薬物乱用防止連絡会を開催した。(5/30 参加団体20団体) 薬物乱用防止教室に講師として職員を派遣(12/4、12/9)		薬物乱用防止の啓発活動に携わっている関係者などに対して、薬物乱用防止に関する知識及び情報を提供することを目的に薬物乱用防止講習会を開催。(1月に実施予定) 関係行政機関及び団体が連携し、効果的な薬物乱用防止対策の推進を図るため、薬物乱用防止連絡会開催。(5/22 参加団体22団体) 薬物乱用防止教室に講師として職員派遣(6/26、他未定)
	オ 飲酒運転根絶運動の推進		(交通・地域安全課) 5月の自転車マナーアップ強化月間等に合わせて、エフエムさがみや庁内放送等を活用し交通安全の広報を実施した。 安全・安心まちづくり標語・ポスターコンクールの実施(小・中学生 標語573点(42校)、ポスター364点(45校))		(交通・地域安全課) 高齢ドライバー向けに運転適性検査及び認知・判断力診断講習を実施する。(各区1回、計3回予定) 協働事業提案制度による民間団体のノウハウを生かした実践的な自転車交通安全講習会の実施(高校や地域等、計12回予定)
	カ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底		高齢ドライバー向けに運転適性検査及び認知・判断力診断講習の実施(9/26、2/10) 民間団体のノウハウを生かした実践的な交通安全教室の実施(7/15相模田名高校)(8/25相模台地区) 反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、市民大会の2部にて、「反射材の効果体験」講演を実施(10/29)		5月の自転車マナーアップ強化月間等に合わせて、庁内放送や動画広告等を活用し交通安全の広報を実施した。 安全・安心まちづくり標語・ポスターの募集を行い、市民大会において表彰する。
	キ チャイルドシートの正しい使用の徹底		(各区役所地域振興課) 自治会員回覧用に毎月発行されている「地域情報紙」へ交通安全情報を掲載し、啓発活動を実施した。		(緑区役所地域振興課) 自治会員回覧用に毎月発行されている「地域情報紙」へ交通安全情報を掲載し、啓発活動を実施する。 市ホームページの緑区役所のページにて、各季で実施される交通安全に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及活動を図る。
	ク 反射材用品等の普及促進		(緑区役所地域振興課) 市ホームページの「区長レポート」にて各季で実施された交通安全に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及活動を図った。		(中央区役所地域振興課) 自治会員回覧用に毎月発行されている「地域情報紙」へ交通安全・防犯情報を掲載し、啓発活動を実施する。 市ホームページの「区の交通安全・防犯情報」に、各地区で実施された交通安全・防犯に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及啓発を図る。 中央区版広報紙やエフエムさがみのラジオ番組で、交通安全に関する情報を発信し、普及啓発を図る。
	ケ 危険ドラッグ対策の推進		(中央区役所地域振興課) 市ホームページの「区の交通安全・防犯情報」に、各地区で実施された交通安全・防犯に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及啓発を図った。 中央区版広報紙やエフエムさがみのラジオ番組で、交通安全に関する情報を発信し、普及啓発を図った。		(南区役所地域振興課) 市ホームページの「区の交通安全・防犯情報」「区長談話室」等に、各地区で実施された交通安全・防犯に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及啓発を図る。
	コ 効果的な広報の実施		(南区役所地域振興課) 市ホームページの「区の交通安全・防犯情報」「区長談話室」等に、各地区で実施された交通安全・防犯に関するイベント・キャンペーン情報等を掲載し、普及啓発を図った。		

(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
施策内容	ア 地域交通安全推進団体等への支援	交通安全関係団体と連携した各種キャンペーンの実施 相模原市安全・安心まちづくり推進協議会等を中心とした関係団体の連携 各種団体が実施する交通安全活動の支援	(交通・地域安全課、各区役所地域振興課) 相模原市安全・安心まちづくり推進協議会(以下、「安心協」という。)、安心協支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施した。 ・県立学校長会議相模原地区会による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施(5月、10月)。 (南区役所地域振興課) ・南区内の高等学校・大学の学生が主体となって行う「南区学生自転車会議」を計12回開催した。 ・相模原南警察署など関係団体とともに啓発活動を実施した。 ・交通安全啓発動画を作成し、県立神奈川総合産業高等学校の文化祭で上映した。 ・交通安全高校生・PTA大会に参加して、学生会議の活動についてプレゼンテーションを行った。 (緑区役所地域振興課) ・北交通安全協会、津久井交通安全協会が実施する、高齢者交通安全緊急特別合同キャンペーンにて、高齢者への交通事故防止を呼びかけた。 (中央区役所地域振興課) ・区内の自転車事故対策、自転車盗難対策及び自転車の安全で秩序ある利用の促進を図るため、高校・交通関係団体・警察署と連携した「中央区自転車事故等対策連絡会」内において、自転車事故等対策について情報交換、連携を図った。 ・中央区安全・安心と夢・希望のプロジェクト実行委員会にある、「防犯・交通安全プロジェクト班」にて、各種団体が実施する交通安全活動をより効果的に実施できるよう調整を図った。	交通安全関係団体と連携した各種キャンペーンの実施 相模原市安全・安心まちづくり推進協議会等を中心とした関係団体の連携 各種団体が実施する交通安全活動の支援	(各区役所地域振興課) 相模原市安全・安心まちづくり推進協議会支部、交通安全協会、安全運転管理者会、交通安全母の会などの交通安全関係団体と連携し、各交通安全運動においてキャンペーン活動を実施する。 ・県立学校長会議相模原地区会による、相模原地区交通安全デーにおいて、自転車安全運転マナーアップキャンペーンを実施(5月、10月)する。 (緑区役所地域振興課) 相模原北交通安全協会、津久井交通安全協会が実施する、高齢者交通安全緊急特別合同キャンペーンにて、高齢者への交通事故防止を呼びかける。 (中央区役所地域振興課) 区内の自転車事故対策、自転車盗難対策及び自転車の安全で秩序ある利用の促進を図るため、高校・交通関係団体・警察署と連携した「中央区自転車事故等対策連絡会」内において、自転車事故等対策について情報交換、連携を図る。 (南区役所地域振興課) 南区内の高等学校・大学の学生が主体となって行う「南区学生自転車会議」を開催する。 ・相模原南警察署などの関係団体とともに啓発活動を行う。 ・北里大学主催で8月19日にユニコムプラザさがみはらで行われる交通安全イベントに参加して啓発活動を行う。
	イ 関係機関・団体等が一体となった交通安全に関する施策の展開				
(5) 住民の参加・協働の推進	PTA、自治会等による交通事故危険箇所の点検	(各区役所地域振興課) 自治会やPTAに対し、交通事故危険箇所へ設置する啓発用の交通看板や電柱幕を自治会やPTAに配布した。 (緑区役所地域振興課) 配布数27枚 (中央区役所地域振興課) 配布数71枚 (南区役所地域振興課) 配布数80枚	(各区役所地域振興課) 自治会やPTAに対し、交通事故危険箇所へ設置する啓発用の交通看板や電柱幕を配布する。		

### 施策3 安全運転の確保

施策名及び細施策名		平成28年度取組状況		平成29年度取組予定	
		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
(1) 運転者教育等の充実	運転者教育の充実	(環境保全課) 相模原市民桜まつり及びさがみはら環境まつり等において、エコドライブシミュレータを活用したエコドライブ体験及び啓発品の配布を行った。 九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)合同でエコドライブ講習会を開催したほか、東名高速道路海老名サービスエリアにて啓発品の配布を行った。また、ハイウェイウォーカー及びドラッグへの広告掲載を行った。 神奈川県・山梨県・相模原市合同で中央自動車道談合坂サービスエリアにて啓発品の配布を行った。	(環境保全課) 相模原市民桜まつり及びさがみはら環境まつり等において、エコドライブシミュレータを活用したエコドライブ体験及び啓発品の配布を行った。 九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)合同でエコドライブ講習会を開催したほか、東名高速道路海老名サービスエリアにて啓発品の配布を行った。また、ハイウェイウォーカー及びドラッグへの広告掲載を行った。 神奈川県・山梨県・相模原市合同で中央自動車道談合坂サービスエリアにて啓発品の配布を行った。	運転者教育の充実	(環境保全課) 相模原市民桜まつり及びさがみはら環境まつり等において、エコドライブシミュレータを活用したエコドライブ体験及び啓発品の配布を行う。 九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)合同でエコドライブ講習会を開催するほか、東名高速道路海老名サービスエリアにて啓発品の配布を行う。 加えて、第45回東京モーターショー2017に出展し、普及啓発を行う。 神奈川県・山梨県・相模原市合同で中央自動車道談合坂サービスエリアにて啓発品の配布を行う。
	エコドライブの推進	電気自動車充電設備の整備	(環境政策課) 電気自動車を安心して利用できる環境を整えるため、市施設に設置した急速充電設備を一般開放する。 平成28年3月末現在設置数:4施設(計6基) 急速充電器の設置は平成22年度から	(環境政策課) 電気自動車を安心して利用できる環境を整えるため、市施設に設置した急速充電設備を一般開放する。 平成29年3月末現在設置数:4施設(計6基) 急速充電器の設置は平成22年度から	エコドライブの推進

### 施策4 車両の安全性の確保

施策名及び細施策名		平成28年度取組状況		平成29年度取組予定	
		主な事業	取組内容	主な事業	取組内容
(1) 自動車の点検整備の充実	TSマークの普及促進	(交通・地域安全課) 広報さがみはらやイベントのプログラム等にTSマークの普及を目的とした記事を掲載した。 反射材を啓発物品として作成し、各季の交通安全運動や、キャンペーン等で配布した。	(交通・地域安全課) 広報さがみはらやイベントのプログラム等にTSマークの普及を目的とした記事を掲載した。 反射材を啓発物品として作成し、各季の交通安全運動や、キャンペーン等で配布した。	TSマークの普及促進	(交通・地域安全課) 広報さがみはらやイベントのプログラム等にTSマークの普及を目的とした記事を掲載する。
	反射材の普及促進	自動車保守管理の徹底促進	(交通・地域安全課、各区役所地域振興課) 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図った。 (南区役所地域振興課) 相模原南警察署や相模原南安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、通行人の自転車の点検を行うことで車両の安全性の確保に努めた。	(交通・地域安全課、各区役所地域振興課) 安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、安全運転の徹底を図る。 (南区役所地域振興課) 相模原南警察署や相模原南安全運転管理者会等との連携により、各種キャンペーンを通じ、通行人の自転車の点検を行うことで車両の安全性の確保に努める。	反射材の普及促進
(2) 自転車の安全性の確保					

施策5 道路交通秩序の維持

施策名及び細施策名		平成28年度取組状況		平成29年度取組予定	
		取組内容		取組内容	
(1) 交通の指導・取締りの強化等	学童通学安全指導員の配置	(学務課) 通学路に学童通学安全指導員を配置した。登校時78か所、下校時27か所、防犯対策4か所	(学務課) 通学路に学童通学安全指導員を配置する。地域住民による児童・生徒の見守り活動を実施する団体に対して経費の一部を助成する。	学童通学安全指導員の配置	(学務課) 通学路に学童通学安全指導員を配置する。地域住民による児童・生徒の見守り活動を実施する団体に対して経費の一部を助成する。
	学校安全活動団体の活動への支援	地域住民による児童・生徒の見守り活動を実施する団体に対して経費の一部を助成した。助成団体51団体 毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、教育委員会職員等による通学路を中心とした市内の巡回パトロールを実施した。	毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、教育委員会職員等による通学路を中心とした市内の巡回パトロールを実施する。	学校安全活動団体の活動への支援	毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、教育委員会職員等による通学路を中心とした市内の巡回パトロールを実施する。
(2) 安全・安心パトロール等の強化	通学路巡回パトロールの実施	学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望に対し、道路管理者及び所轄の警察署等に対策を依頼するなど、支援を行った。実地踏査実施校10校、改善要望提出校31校	学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望に対し、道路管理者及び所轄の警察署等に対策を依頼するなど、支援を行った。実地踏査実施校10校、改善要望提出校31校	通学路巡回パトロールの実施	学校、PTA等で主体的に行っている通学路実地踏査及び改善要望に対し、道路管理者及び所轄の警察署等に対策を依頼するなど、支援を行う。
	通学路実地踏査及び改善要望に対する支援(再掲)	安全・安心パトロールの実施	(各役所地域振興課) 毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、3区役所地域振興課を中心に市内の小学校を順番にパトロールした。	安全・安心パトロールの実施	(各役所地域振興課) 毎月20日(8月を除く)の市民交通安全の日において、地域振興課を中心に市内の小学校を順番にパトロールを実施する。
		(中央区役所地域振興課) 交通安全運動期間にあわせ、区内のパトロールを実施した。	(中央区役所地域振興課) 交通安全運動期間にあわせ、区内のパトロールを実施した。		(南区役所地域振興課) 毎月15日(8月を除く)に南区内の一地区を決め、下校時間に合わせて地区内の小学校の通学路をパトロールする。
		(南区役所地域振興課) 毎月15日(8月を除く)に南区内の一地区を決め、下校時間に合わせて地区内の小学校の通学路をパトロールした。	(南区役所地域振興課) 毎月15日(8月を除く)に南区内の一地区を決め、下校時間に合わせて地区内の小学校の通学路をパトロールした。		

施策6 救急医療体制等の充実と推進

施策名及び細施策名		平成28年度取組状況		平成29年度取組予定	
		取組内容		取組内容	
(1) 救急体制の充実・強化と推進	救急高度化に伴う救急救命士の養成	(救急課) 高度な救命処置ができる救急救命士を新たに養成し、既存の救急救命士に対しても充実した再教育を行った。(薬剤投与、気管挿管、ビデオ喉頭鏡、拡大2行為。計38名)	(救急課) 高度な救命処置ができる救急救命士を新たに養成し、既存の救急救命士に対しても充実した再教育を行う。	普及講習の実施	応急手当普及員の養成や救急講習等を積極的に実施することにより、応急手当を実施できる市民を増やし、救急現場において、市民による応急手当が早期に施されることで、心肺停止となった者の救命、後遺症の軽減を図る。
	普及講習の実施	普及講習を開催し、3,141人の参加者が得られ、普及講習に満たない講習と合わせると、25,240人の参加者が講習を受けた。	普及講習の実施	救急医療機関数	救急医療機関数
(2) 救急関係機関等との緊密な連携の推進	救急医療機関数	(地域医療課) 救急告示医療機関数：病院14か所、診療所1か所	(地域医療課) 救急告示医療機関数：病院14か所、診療所1か所		

施策7 被害者支援の充実と推進

施策名及び細施策名		平成28年度取組状況		平成29年度取組予定	
		取組内容		取組内容	
(1) 交通事故相談活動	交通事故相談の実施	(区政支援課) 弁護士が相談に対応(予約制) 予定 3箇所(緑・中央・南各区役所市民相談室) < 緑区役所市民相談室 > 毎月第1金曜日の午後1時30分～午後4時まで 30件 < 中央区役所市民相談室 > 毎月第2・第4日曜日の午後1時30分～午後4時まで 79件 < 南区役所市民相談室 > 毎月第3日曜日の午後1時30分～午後4時まで 38件 計 147件	(区政支援課) 弁護士が相談に対応(予約制) 3箇所 午後1時30分～午後4時まで < 緑区役所市民相談室 > 毎月第1金曜日 < 中央区役所市民相談室 > 毎月曜日 < 南区役所市民相談室 > 毎月第3日曜日	交通遺児援護事業の実施	交通遺児援護事業の実施
	犯罪被害者サポートステーション等の周知	犯罪被害者等相談窓口の設置	(地域福祉課) 交通遺児への生活支援の一環として、新たに把握した世帯への見舞金の給付を行う他、学校の入学・卒業時の激励金や学用品代として、市社会福祉協議会が寄付金の分配を行った。 平成28年度実績 激励金の支給 2世帯(100,000円) 県社協委託事業 寄附金の分配 8人(744,000円) 市社協自主事業	(地域福祉課) 交通遺児への生活支援の一環として、新たに把握した世帯への見舞金の給付を行う他、学校の入学・卒業時の激励金や学用品代として、市社会福祉協議会が寄付金の分配を行う予定。	犯罪被害者等相談窓口の設置
(2) 交通事故被害者等に対する支援		(中央区役所地域振興課) 犯罪被害者支援関係のチラシ等の配架を本庁地域まちづくりセンター窓口で実施した。	(中央区役所地域振興課) 犯罪被害者支援関係のチラシ等の配架を本庁地域まちづくりセンター窓口で実施した。		(各役所地域振興課) 犯罪被害者支援関係のチラシ等の配架を実施する。 犯罪被害者等に係る相談への対応
		(交通・地域安全課) 交通・地域安全課内に設置した本市の犯罪被害者等相談窓口 相談件数8件	(交通・地域安全課) 交通・地域安全課内に設置した本市の犯罪被害者等相談窓口 相談件数8件		

施策8 鉄道交通の安全と踏切道における交通の安全

施策名及び細施策名		平成28年度取組状況		平成29年度取組予定	
		取組内容		取組内容	
(1) 鉄道交通の安全	鉄道事業者による安全の確保(施設改修・運行など)	(交通政策課) 相模原市公共交通整備促進協議会及び神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じ、ホームドアの設置やバリアフリー化等、駅施設の整備について、鉄道事業者3社に要望書を提出した。	(交通政策課) 相模原市公共交通整備促進協議会及び神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じ、ホームドアの設置やバリアフリー化等、駅施設の整備について、鉄道事業者3社に要望書を提出した。		
(2) 踏切道における交通の安全					

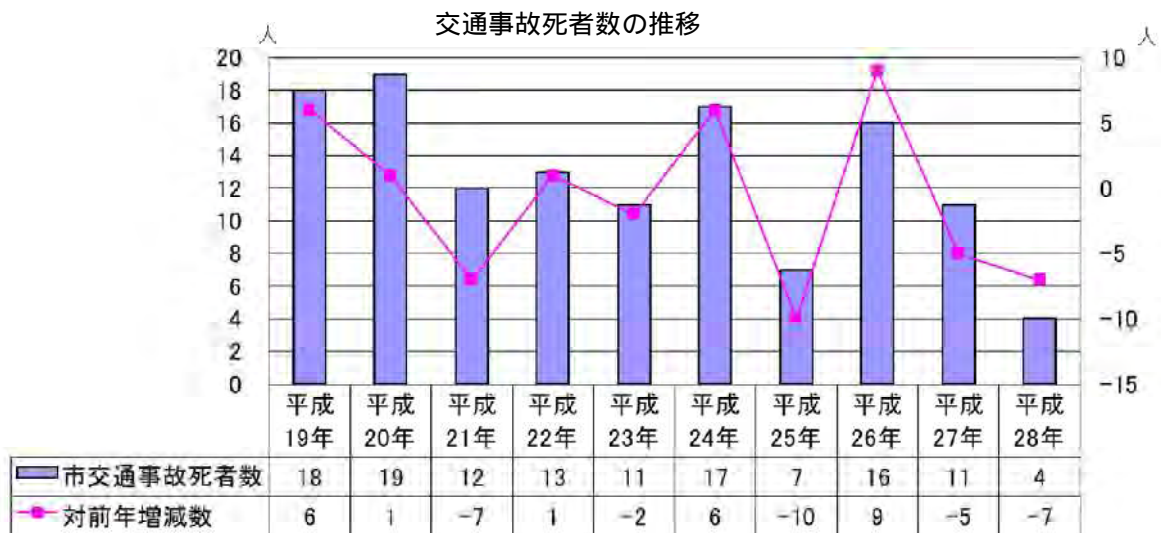
【参考資料】

1 交通事故の推移

(1) 事故件数



(2) 死者数



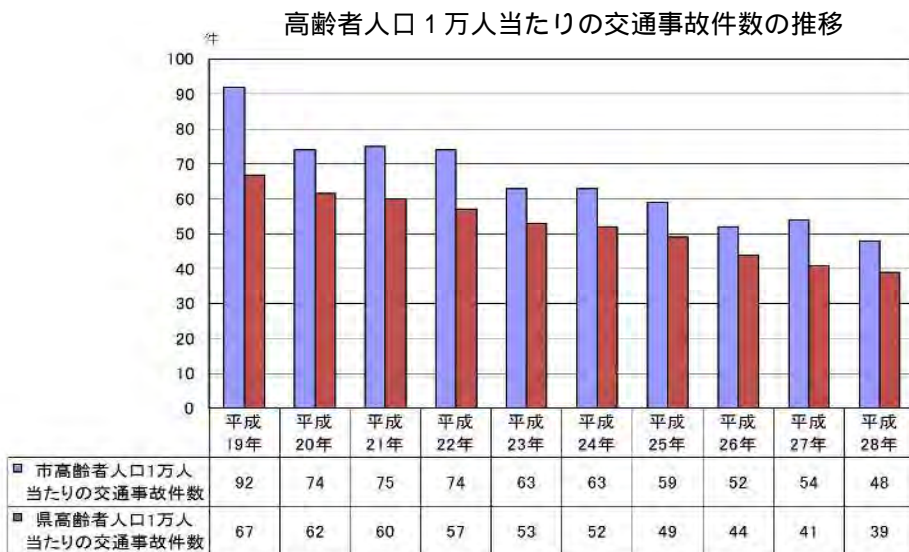
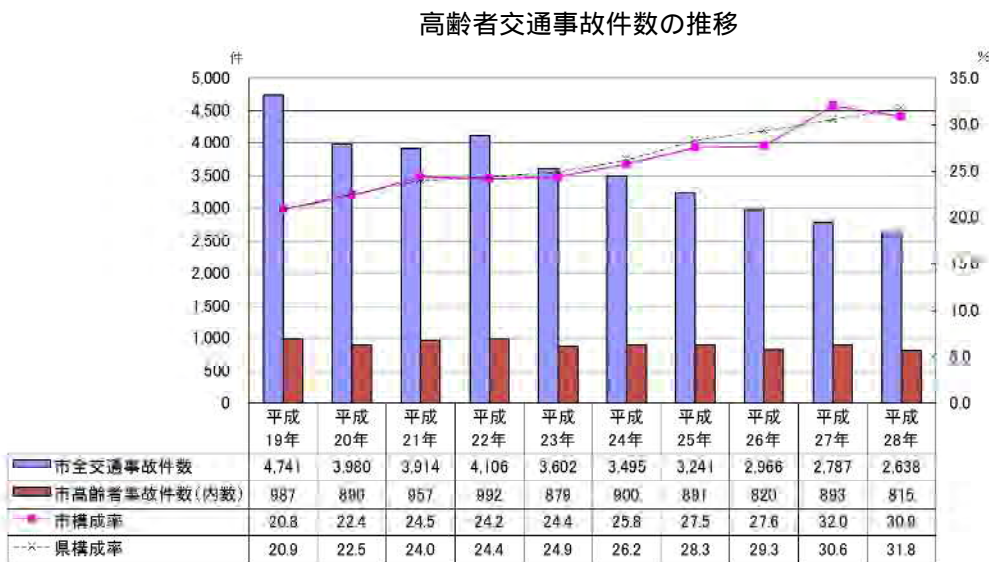
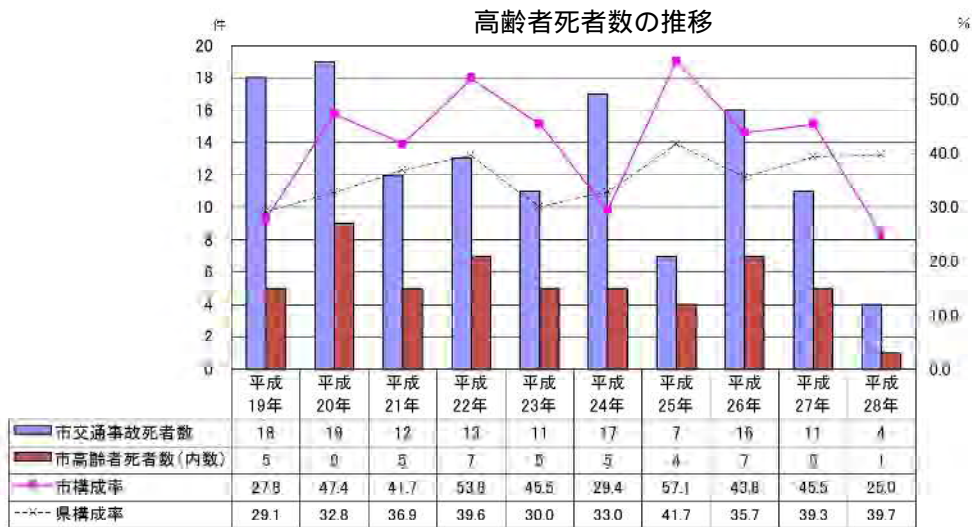
### (3) 負傷者数



### (4) 自転車の交通事故件数



(5) 高齢者の交通事故件数



出典: 神奈川県警察提供資料  
神奈川県統計センター資料より作成

平成28年度 第10次相模原市交通安全計画施策取組状況報告書

発行者 相模原市

編集 相模原市市民局交通・地域安全課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話：042-769-8229 FAX：042-757-2941